

市第38号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年 9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年 3月横浜市条例第 7号）の一部を次のように改正する。

別表中

横浜市境木保育園

横浜市新桜ヶ丘保育園

を

横浜市境木保育園

に、

横浜市奈良保育園

横浜市もみの木台保育園

を

横浜市奈良保育園

に、

横浜市俣野保育園

横浜市南戸塚保育園

を

横浜市俣野保育園

に、

横浜市阿久和保育園

横浜市下瀬谷保育園

を

横浜市下瀬谷保育園

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市新桜ヶ丘保育園等を廃止するため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。